

平成 21 年度決算に基づく

奥州市の健全化判断比率及び資金不足比率の状況

【健全化判断比率】

(単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	21.8	205.9
	(—)	(—)	(22.0)	(197.2)
早期健全化基準	11.58	16.58	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

() 内は平成 20 年度決算に基づく数値です。(当該年度決算に基づく実質公債費比率は修正をしたため、総務省で公表している数値とは一致しません。)

平成 21 年度決算に基づく奥州市の健全化判断比率は、4 つの指標とも国が定める早期健全化基準内となっています。

(1) 実質赤字比率

一般会計等(一般会計及びバス事業特別会計)を対象とした実質赤字額の標準財政規模(※1)に対する割合を表したもので、実質赤字が生じた場合に数値が表示されます。

平成 21 年度の奥州市の一般会計等の実質収支はプラス収支であったため、「—」での表示となっています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債発行可能額を含む)}}$$

※1 「標準財政規模」

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示し、標準税収入額等に普通交付税を加算した額(臨時財政対策債発行可能額を含む)をいいます。

(2) 連結実質赤字比率

全会計(※2)を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を表したもので、実質赤字比率同様に、連結実質赤字が生じた場合に数値が表示されます。

平成 20 年度と同様に総合水沢病院事業会計で資金不足額を生じたものの、他の会計はすべて黒字であったため、全体の収支額はプラス収支となり「—」の表示となっています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）}}$$

※2「全会計」

区分	会計
一般会計等	一般会計、バス事業特別会計
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定、直診勘定）、介護保険特別会計（保険事業勘定、介護サービス事業勘定）、老人保健特別会計、後期高齢者医療保険特別会計
法適用企業	水道事業会計、総合水沢病院事業会計、国保まごころ病院事業会計、国民宿舎等事業会計
法非適用企業	簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、浄化槽事業特別会計

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金や、他の団体が起こした起債の償還に対する負担金や補助金などの準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3カ年平均です。

平成21年度の実質公債費比率は前年度から0.2ポイント減少し、21.8%となっています。単年度の比率を比較すると、地方債の元利償還金、準元利償還金とも減少傾向にあるため、平成19年度以降数値は減少しています。

実質公債費比率については、早期健全化基準の25%は下回っているものの、地方財政法の規定により18%を超える団体は地方債借入の「許可団体」となっていることから、早期に18%を切る必要があります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率

地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額など、一般会計等が負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを判断する指標となります。

平成21年度の将来負担比率は205.9%で前年度から8.7ポイント増加しているものの早期健全化基準の350%は下回ることとなりました。増加の要因としては、地方債の現在高は減少しているものの、公営企業債等の繰入見込額の増加、土地開発公社の負債に

対する負担見込額が増加していることがあげられます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} (\text{臨時財政対策債発行可能額を含む}) - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【資金不足比率】

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率		経営健全化基準
奥州市水道事業会計	—	(—)	20.0
奥州市総合水沢病院事業会計	6.6	(12.2)	20.0
奥州市国民健康保険まごころ病院事業会計	—	(—)	20.0
奥州市国民宿舎等事業会計	—	(—)	20.0
奥州市簡易水道事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市下水道事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市農業集落排水事業特別会計	—	(—)	20.0
奥州市浄化槽事業特別会計	—	(—)	20.0

() 内は平成 20 年度数値です。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足の額の事業の規模に対する比率を表し、比率が 20.0%以上となると経営健全化計画を定めることが義務づけられています。

平成 21 年度においては、公営企業の資金不足は、総合水沢病院事業会計のみ生じており、資金不足比率は 6.6%となっています。平成 20 年度の 12.2%から比べると 5.6%減少しており、経営健全化基準の 20.0%を下回る数値となっています。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足の額}}{\text{事業の規模}}$$